

移動等円滑化取組報告書（バスターミナル）

（2023年度）

神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号  
スカイビル15階  
横浜シティ・エア・ターミナル株式会社  
代表取締役社長 直井 ユカリ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバスターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
横浜シティ・エア・ターミナル	視覚障害者誘導用ブロックの整備について、JIS規格のものとJIS規格外のものが入混在しているため、補助金を活用し、JIS規格に統一するための改修を2025年2月末までに実施する。	視覚障害者誘導用ブロックの部分的な破損等を実施した。JIS規格の統一については実施していない。

② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バスターミナル施設内の定期的な巡回・点検	施設内の設備について、定期的な巡回を行い、設備の破損や不足がないかの点検を継続し、必要に応じ補修を実施する。	1日に複数回の定期巡回を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バスターミナル施設における案内誘導	バスターミナルの構造上、バリアフリートイレへの改修は困難なことから、同一フロアにあるビルの対応型トイレへの案内表示及び係員の案内誘導體制を継続する。	同一フロアにあるビルの対応型トイレへの案内誘導を実施した。YCAT第2ロビーの男女トイレについてはリニューアルし、手摺の整備を継続するとともに、トイレ入口を自動ドア化した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用者への適切な情報提供の拡充	・中・長距離線バスをはじめとした空港線以外のバス運行便に関する案内放送を2025年3月末までに自動化する。	・ホームページで施設利用に関する情報提供を行った。 ・タブレット操作により案内表示装置における出発便の運行ステイタスを表示化した。 ・バスターミナルの手摺りに、乗り場や出口までの点字シールを設置した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
職員の接遇・バリアフリー講習	・毎朝朝礼時の手話講座を引き続き実施する。 ・横浜市観光協会が実施する「ユニバーサルツーリズム研修」を受講する。	・手話講座実施を継続した。 ・従業員の「心のバリアフリー」を学ぶ体験型研修・セミナーを受講した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用者への周知体制の整備及び合理的配慮の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設のデジタルサイネージでの放映及び施設内のポスター等の掲示する体制を継続し、利用者への周知に努める。</li> <li>・筆談器具があることの表示及び使用体制を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設のデジタルサイネージの他、ポスター掲示による広報活動・啓発活動体制を継続した。</li> <li>・バス券カウンターに筆談器具があることを表示し、必要に応じて使用した。</li> </ul>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・お客様から寄せられたバスターミナル施設に関する意見・要望を社内や関係する施設利用事業者に共有し、取組の改善に活用する。  
 ・施設の利用及びバスの運行に関するお客様案内を積極的に行った。  
 ・高齢者や障害者等以外のお客様に対して、バスの優先席はなるべく使用しないよう、ご協力の呼びかけの体制を継続した。

(3) 報告書の公表方法

自社Webサイト

(4) その他

II バスターミナルの移動等円滑化の達成状況（バスターミナルごとに記入）

（2023年3月31日現在）

バスターミナルの名称	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	バースの数の数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	乗降場への対応	リフトバスが乗降できるスペースまたはバースの数
	神奈川県横浜市	7,158人	※1	○	6	※1	○	×※2	○	○	4
(合計) 計			0	1	6	0	1	0	1	1	4

(※1) 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格のものと規格外のものが混在している。

(※2) バスターミナル内に設置されていないが、同一ビル内の同一フロア（1階）の至近な場所に設置されている。

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第7号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

3. バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

7. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

8. 乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第2号の基準に適合する柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
9. リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第3号の基準に適合する数を記入し、（合計）にはその合計数を記入すること。
10. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
11. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
12. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。